ノ三(人権に関する通報を取り **ソ三**(人権に関する通報を取り

国際連合経済社会理事会二〇〇〇年会期採 択 二〇〇〇年六月一六日

経済社会理事会は、

置、構成及び委員の任名に関する一九七一年八月一六決議一(XXIV)、並びに、通報に関する作業部会の設員会(現在の人権の促進及び保護のための小委員会)の 日の同小委員会決議二(XXIV)を想起し、 二五日の同決議一九九〇/四一を想起し、 の設置、 ための手続を設けた一九七〇年五月二七日の同決議 年六月六日の経済社会理事会の決議一二三五(XLII)、 報を人権委員会が検討することを許可する一九六七また、人権及び基本的自由の重大な侵害に関する情 月三〇日の決議七二八F (XXVIII)及びこれに関する 一五〇三(XLVIII)、並びに、事態に関する作業部会 九七五年五月六日の理事会決定七九(LVIII)を想起 九七一年八月一三日の差別防止及び少数者保護小委 さらに、通報を受理できるための基準に関する 人権に関する通報の取扱いに関する一九五九年七 及び基本的自由の侵害に関する通報を処理する 構成及び委員の任名に関する一九九○年五 月

在手続に基づく政府の参加及び協力を容易にすることを目的とした人権委員会の一九七四年三月六日の決定(XXXX)、一九七八年三月三日の決定(XXXVI)、並びに、通報では、XXXVI)、並びに、通報の大工の手に対して、通知の表で、XXXVI)を想起し、

したがって、人権委員会の手続制度の実効性の強の再検討に関係する範囲で承認する。 の再検討に関係する範囲で承認する。 がで、経済社会理事会決議一五○三(XLVIII) 一○九を、経済社会理事会決議一五○三(XLVIII)

報の受理可能性に関する基準に従って審査するため 係政府に送付されたもの、並びに、それに関する政て通報作業部会の会合の前遅くとも一二週間前に関 関する作業部会の注意を喚起するために、理事会決 降毎年、人権の促進及び保護のための小委員会の年従って任命された通報に関する作業部会が、これ以 化に関する会期間自由参加作業部会の報告三七項に 係政府に送付されないものと了解する。 うに要請する。除外された通報は、回答のために関 承認を得て、 において、 報の月別非公開要録(通報の非公開の一覧表)の準備 府の回答を、小委員会決議一(XXIV)に含まれた通 議七二八F(XXVIII)に基づき受領した通報であっ すと思われるいずれか特定の事態について、 れた人権及び基本的自由の侵害の一貫した形態を示 次会期の直後に、重大かつ信頼できる程度に立証さ に、二週間会合する。 事務総長に対し、作業部会の委員に通知される通 通報に関する作業部会の議長兼報告者の 明白に根拠不十分な通報を除外するよ 事態に

期間自由参加作業部会の報告四○項に従って任命さ五 人権委員会の手続制度の実効性の強化に関する会当該国に通知することを要請する。

終了後直ちに同作業部会が国についてとった措置を

務総長に対し、通報に関する作業部会の会合

ともに、委員会に提出する役割を委任する。 員会がとるべき行動を勧告する決議案又は決定案と る非公開の報告を、通常は付託した事態について委 を委任し、それに基づき、主要な懸念事項を特定す 特定の事態を人権委員会に付託するかどうかについ報告及び勧告を審査しかつ同作業部会に提起された 業部会に対して、通報に関する作業部会の非公開の 審査の下に置かれている特定の事態を審査する役割 て決定し、 の一箇月以上前に一週間会合するものとし、 た事態に関する作業部会は、毎年委員会の年 並びに、この手続に基づき人権委員会の 同作 一次会

ることを許可する。 の非公開の会合において、次の様式に従って検討す 並びに審査の下に置かれている事態を、二つの別個 事態に関する作業部会により提起された特定の事態 きるようにするよう事務総長に対し要請する。 人権委員会に対し、それが適当とみなすときは、

六 最初の非公開会合の少なくとも一週間前に、人権

委員会のすべての委員が非公開のファイルを利用

で

(a) (b) ず する作業部会の報告に基づき討議が行われる。 当該政府との間で非公開のファイル及び事態に関 行うように招請される。その後委員会の委員及び することができる。これらの案文は、すべて第二 いずれの提案についても代替案又は修正案を提出 最初の非公開の会合で、各関係国は冒頭発言を れの委員も、事態に関する作業部会が提出した 最初と二回目の非公開会合の間に、委員会のい

す とられる最終決議(決定)が採択されるまで出席 能回 、又は決定案について討議し及び行動をとる。 !委員会の手続規則に従って、事務局により非公[目の非公開の会合に先立ち経済社会理事会の機 る権利を有する。 国政府の代表は、 第二回の非公開会合で、委員会の委員は、 で回覧される。 当該国の人権の事態に関して 確立した実行に基づき、 決議 関

(iv) (iii)

び委員会の委員への回覧。

意思を示した場合を除いて非公開とする。 手続に基づいて処理されない国の名称を公表する 員会の 五〇三手続の記録書類は、関係国政府が公開の に基づいて審査された国、並びに、もはやこの 議長は、その後、 公開の会合で一五〇三手

(i) るべき措置は、次の中から選択する。 案の検討を打ち切る。 一層の検討又は措置が正当でないときは、

(ii) 一五〇三手続に基づき委員会が入手することの 関係国政府から追加的に受領する情報及び

 事態の審査を継続し及び独立の専門家を任 する。

(iv) 当該事案の検討を打ち切る。 公開手続の下で検討するために、理事会決議 一五〇三(XLVIII)が定める非公開手続の下で 事案を理事会決議一二三五(XLII)に定め

と決定する。 (a) の規定は、次のものを含めて引き続き効力を有する 議一五〇三(XLVIII)並びに関連する決議及び決定 びそれに関する政府の回答の処理に関する義務及 事務総長の義務及び責任に関する規定。

び責任は次のとおり。 語による関係国政府への送付。通報者が要求す 身元は要請に基づき削除できる。 関する通報の月別非公開要録の作成。通報者 回答のために各通報要録の写しの受領した言 以前と同様に提出された人権の侵害の主張に

(ii)

(i)

この作業の再編成により影響を受けない理事会決 る場合には通報者の身元を明かさない。 ある追加的情報に照らして事態の審査を継続 確立した実行に従って、特定の事態に関してと 以前と同様に政府から受領した回答の複写 通報者に対する通報受領の通知。 事 Ō うことを決定する。 ときまで非公開にとどめる。 改正された手続は、

(b) に関する作業部会の会合の後に適用される。 (XXX)の規定を含む。)。これらはこれ以降通報 めの規定(一九七四年三月六日の委員会決定三 手続への政府の協力及び参加を容易にするた

事会に対する勧告を行うことを決定することのある び人権委員会によるこの決議の実施のために予定さ れているすべての行動は、人権委員会が経済社会理 通報に関する作業部会、事態に関する作業部会及

引き続き一五〇三手続とい